

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、雇用環境・均等局勤労者生活課、
社会・援護局福祉基盤課)

項 目 名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長														
税 目	印紙税														
要 望 の 内 容	<p>【株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会に係る措置】 (新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条第 1 項・第 2 項、同法施行令第 8 条第 1 項第 1 号・第 4 項、租税特別措置法施行令第 52 条の 3 第 3 項第 4 号・第 7 号)</p> <p>(措置対象) 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者</p> <p>(措置内容) 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">(-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">(-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	-	-	百万円	(制度自体の減収額)	(-	-	百万円)	(改正増減収額)	(-	-	百万円)
平年度の減収見込額	-	-	百万円												
(制度自体の減収額)	(-	-	百万円)												
(改正増減収額)	(-	-	百万円)												
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた事業者を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の事業者の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>														

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p> <p>基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること</p> <p>施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p> <p>施策目標2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p>	
		政策の達成目標	<p>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、資金繰りの円滑化を支援する。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	<p>新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。</p>
		同上の期間中の達成目標	<p>株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者への資金繰りを支援する。</p>
		政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>適用対象者は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者である。</p>	

	要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者の租税負担の軽減が見込まれる。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の 要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人福祉医療機構 令和2年度1次補正予算額：1,250億円 令和2年度2次補正予算額：1兆3,535億円 令和2年度弾力追加：7,930億円 令和3年度当初予算額：1兆4,990億円 令和4年度当初予算額：6,096億円 ※令和5年度予算要求における新型コロナウイルス感染症対策に係る項目は事項要求としている。 ・株式会社日本政策金融公庫 令和2年度当初予算額：38億円の内数 令和2年度1次補正予算額：29億円 令和2年度2次補正予算額：19億円 令和2年度3次補正予算額：59億円 令和3年度当初予算額：37億円の内数 令和4年度当初予算額：34億円の内数 令和5年度概算要求額：33億円の内数
	上記の予算上の措置等 と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
	要望の措置の 妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた者に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の 適用実績	—
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時 の達成目標	—

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。</p> <p>令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長すること要望し、要望どおり延長された。</p> <p>令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。</p>	